

国民健康保険システム標準化検討会

経過措置対象機能の 標準仕様書対応について

令和8年6月25日

1. 経過措置対象機能の標準仕様書対応について

デジタル庁より示された経過措置対象機能についての検討方針を踏まえた対応について以下に整理する。

課題

令和8年4月にデジタル庁より、経過措置に係る対応方針が示され、事業者からの申請に基づく経過措置対象について、検討のうえ標準仕様書に反映するよう方針が示されたことから、国保標準仕様書として、令和9年1月の改版に向けて検討を行う。

国保標準仕様書における経過措置の状況としては以下のとおり。

- ① 「地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）届出要領」に基づき、事業者から経過措置申請された一部機能のうち、デジタル庁に認められたものについて、経過措置が認められている。
- ② 国保標準仕様書においては、令和7年度末の期限までに準拠することが求められていた令和4年度末の標準仕様書（国保の場合は【第1.1版】）の公開後、期限前に対応しなければならない大型の制度改正が続いたこと等を踏まえ、【第1.4版】（令和6年3月）の公開時に国保独自の対応として一部実装必須機能について、経過措置を設けている。

方針（結論）

国保標準仕様書においても、デジタル庁より示された経過措置に係る対応方針に基づき、令和8年度中に対応が必要となるが、以下の方針に沿って見直す。

【経過措置対象機能の見直し方針】

- ・ 経過措置対象機能については、必須機能からオプション機能への変更要否を検討
- ・ 残存機能（標準仕様書に規定のない機能だが、削除が間に合わない機能）については、標準オプション機能として仕様書へ追加するか、仕様書への追加を行わず「実装不可機能」の扱いとするかを検討

なお、改版時期については、上記のとおり、検討対象となる機能が他制度に比べて多くなることが予想されること等を踏まえ、令和9年1月改版を目指すこととする。

1. 経過措置対象機能の標準仕様書対応について

方針（結論）

また、対応に当たっては、以下の作業を予定している。

- ①について、申請に対する事務局としての見解についてはすでに回答してきたところであるが、最終的にデジタル庁において申請が認められた機能を再度確認する。申請された機能については、統合収滞納機能に係る機能が多く含まれていたことから、それらについて、デジタル庁及び他制度（後期・介護等）と事前に対応時期や各業務の役割等の調整を行う予定。
- ②については国保標準仕様書における全体に示されているものとなっており、特性が異なることから、両者の取扱いを分ける必要がないか予め確認を行った上で、変更要否を検討する予定。

上記の方針について、第1回WTにおいてご承認をいただいたことから、今後事務局において対象機能に対する変更要否及び変更仕様（案）を整理の上、令和8年9月目途で第3回合同WTを書面開催し、構成員よりご意見をいただく予定。

ご意見をふまえて事務局にて変更仕様（案）を見直し、合同WT・検討会にて議論を行った上で、全国意見照会を実施し、令和9年1月末公開予定の国保標準仕様書へ反映する予定。